

ひょうごケアリーバー応援企業認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 児童虐待や様々な家庭問題により、児童養護施設や里親の下で暮らした経験のある者等（以下、「ケアリーバー」という。）は、施設等を離れた後も自らの家庭を頼ることができず、就労や様々な生活上の困難を抱えることが多い。

本認定制度では、ケアリーバーの社会生活の基盤となる就労定着に向けて、積極的な取組を行っている企業等を兵庫県が認定・公表することで、ケアリーバーの雇用促進とケアリーバーを支えるネットワークの構築の一助とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) ひょうご自立支援相談・交流拠点

知事が指定した児童福祉法第6条の3第16項の規定に基づく社会的養護自立支援拠点事業を行う者で、企業・関係機関との連絡調整を行う。

(2) ケアリーバー

以下①～⑦のいずれかに該当する者であって、都道府県知事等が支援を行うことが必要と判断した者をいう。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
- ② 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への措置を解除された者
- ③ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
- ④ 児童自立生活援助の実施を解除された者
- ⑤ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
- ⑥ 法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
- ⑦ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、ひょうご自立支援相談・交流拠点において支援が必要と認める者

(3) ひょうごケアリーバー応援企業認定企業

第4条により認定された企業をいう。

(対象)

第3条 対象となる企業は、次の各項の要件に該当するものとする。

- 2 兵庫県内に本社又は主たる事務所を有すること。又は、知事が定める要件を満たす支店等を有すること。

- 3 兵庫県条例第35号 暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）第2条(1)から(6)のいずれにも該当しないこと。
- 4 過去5年間に於いて、労働関係法令及び児童福祉法令に違反する事実がないこと。
- 5 法人及び個人事業者において、兵庫県税(個人県民税を除く。)及びこれに付随する延滞金等を延滞していないこと。

(認定基準)

第4条 知事は、次の各号に掲げる取組のうち、別に定める基準以上の取組を行う企業等を「ひょうごケアリーバー応援企業認定企業」として認定するものとする。

- (1) ケアリーバーの支援に対する取組姿勢
- (2) ケアリーバーの受入体制・雇用定着

(申請方法)

第5条 認定を受けようとする企業等の代表者は、「ひょうごケアリーバー応援企業認定」申請書（様式第1号）（以下「認定申請書」という。）に、「ひょうごケアリーバー応援企業認定」自己評価シート（様式第2号）とその他参考となる書類等を添付し、兵庫県知事が別に定める期間内にひょうご自立支援相談・交流拠点に提出するものとする。

これを受理したひょうご自立支援相談・交流拠点は、知事に報告するものとする。

- 2 ひょうご自立支援相談・交流拠点は前項に定める書類を受理するにあたって、認定を受けようとする企業等に対し、社会的養護及びケアリーバーに関する理解促進に寄与する情報提供等を行う（事前相談も含む）。
- 3 知事は、取組状況の把握をするため、必要に応じて申請企業等に聞き取り調査や現地調査を実施するほか、取組状況がわかる書類等の提出を求めることができるものとする。

(認定審査等)

第6条 知事は、申請のあった企業等について、別に定める審査を行い、認定の可否を決定し、その結果を「ひょうごケアリーバー応援企業認定」認定証（様式第3号）又は結果通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、認定することを決定した企業等（以下「認定企業」という。）について、「ひょうごケアリーバー応援企業認定」認定証を交付するとともに、県のホームページで公表するものとする。

(認定企業への支援)

第7条 知事は、認定企業に対して、次に掲げる支援を行う。

- (1) 県のホームページ等で認定企業の取組内容等を公表

- (2) ひょうご自立支援相談・交流拠点が作成する冊子を用いて、ケアリーバーや児童養護施設等の関係機関に取組内容等を周知
- (3) ケアリーバー雇用促進事業の対象企業
- (4) その他、認定企業の支援に資すること

(認定の有効期限)

第8条 知事は、認定した日から起算して、3年経過した日の属する年度以降、定期的に第4条の認定基準を満たしていることの確認を行う。

(認定の更新)

第9条 知事から、第8条に定める認定の確認を求められた認定企業は、更新時点での自己評価シート（様式第2号）とその他参考となる書類等を添付し、知事へ提出すること。

(変更の届出)

第10条 認定企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に「ひょうごケアリーバー応援企業認定」変更届出書（様式第5号）を知事に届け出なければならない。

- (1) 企業名
- (2) 所在地
- (3) 第4条に掲げる取組状況（認定基準を満たさなくなる場合）
- (4) その他、認定に係る事項

(認定の辞退)

第11条 認定企業は、第4条に規定する認定基準を満たさなくなったとき、又は、認定の継続の意思がなくなったときは、速やかに「ひょうごケアリーバー応援企業認定」辞退届出書（様式第6号）を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第12条 知事は、認定企業が次の号に掲げる行為を行ったとき、又は、その事実が明らかになったときは、認定を取消することができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき
- (2) 労働関係法令及び児童福祉法令に違反する重大な事実があると認められるとき、又は、この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第3条に規定する基準を満たさないことが明らかになったとき
- (4) その他、知事が適当でないとしたとき

2 知事は、前項の規定により認定を取消するときは、その理由を付して認定企業に通知するものとする。

（ケアリーバー雇用促進事業）

第13条 企業に雇用したケアリーバーに寄り添って支援を行う者（ワーク・エスコーター）を配置し、伴走型支援を行う。

(1) 対象企業はひょうごケアリーバー応援企業として認定された企業の内、ワーク・エスコーターを配置している企業とする。

(2) ワーク・エスコーターは以下のいずれか1つ以上の項目を満たすものとする。

ただし、ワーク・エスコーターが支援を行うにあたり、その業務を監督する者が同要件を満たしている場合や、企業内に要件を満たす者がおり企業として支援体制を構築できている場合については、この限りでない。

①社会的養護への理解を深める研修を修了していること。

②児童養護施設職員との意見交換会へ参加していること。

③児童養護施設の入所児童と交流していること。

④雇用後の自立支援担当職員と定期的に面談していること。

(3) 補助対象経費はケアリーバーの雇用開始後4か月の支援に伴う掛かり増し経費(残業手当、交通費等)とし、補助限度額を1企業あたり200,000円とする。

なお、同一のケアリーバーにつき同一企業1回のみ補助とする。

(4) 雇用開始後の4か月が年度をまたぐ場合は、補助金の額は、補助限度額から前年度に交付を受けた補助金の額を除いた額を上限とする。

(5) その他ケアリーバー雇用促進事業の詳細及びその申請に関することは別で定める。

（事務局）

第14条 「ひょうごケアリーバー応援企業認定」に係る事務は、兵庫県福祉部児童家庭課が行う。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和7年7月23日から施行し、令和7年度事業から適用する。

（施行期日）

この要綱は、令和8年6月30日から施行し、令和8年度事業から適用する。

【 参 考 】

申請種別	提出資料	提 出 先
新規申請	・ 申請書（様式第 1 号） ・ 自己評価シート（様式第 2 号） ・ 県税事務所等が発行する納税証明書（3）等 ・ 暴力団排除条例に係る誓約書 ・ その他参考書類	ひょうご自立支援相談・交流拠点（事務局）
変 更 届	変更届（様式第 5 号）	事務局
辞 退 届	辞退届（様式第 6 号）	事務局